

第二種製造者、第一種・第二種貯蔵所の所有者又は占有者、販売業者、特定高圧ガス消費者用 保安教育の指針 KHKS 1801-3(2010) 平成 22 年 6 月 30 日制定

本出版物は、「第二種製造者、第一種・第二種貯蔵所の所有者又は占有者、販売業者、特定高圧ガス消費者用 保安教育の指針 KHKS 1801-3(2010)」と以下の新旧対照表を参照の上、ご利用ください。

新				旧			
第二種製造者、第一種・第二種貯蔵所の所有者又は占有者、販売業者、特定高圧ガス消費者用 保安教育の指針 KHKS 1801-3(2016)				第二種製造者、第一種・第二種貯蔵所の所有者又は占有者、販売業者、特定高圧ガス消費者用 保安教育の指針 KHKS 1801-3(2010)			
(略)				(略)			
表 1 に参考となる教育資料を作成等している団体の一例を示す。				表 1 に参考となる教育資料を作成等している団体の一例を示す。			
表 1－作成団体一覧				表 1－作成団体一覧			
団体名	住所	URL	電話番号	団体名	住所	URL	電話番号
(略)	(略)		(略)	(略)	(略)		(略)
(公社)東京 都高圧ガス 保安協会	〒113-0033 東京都文京区本郷 5 丁目 23 番 13 号 タ ムラビル 3 階	http://www.tokyo-khk.or.jp/	03-3830-0252	(社)東京都 高圧ガス保 安協会	〒104-0043 東京都中央区湊 3-10-10 日昇ビル	http://www.tokyo-khk.or.jp/	03-3551-9571
(一社)千葉 県高圧ガス 保安協会	〒260-0024 千葉市中央区中央港 1-13-1 千葉県ガス石油会館	http://www.c-khk.or.jp/	043-246-0027	(社)千葉県 高圧ガス保 安協会	〒260-0024 千葉市中央区中央 港 1-13-1 千葉県ガス石油会 館	http://www.c-khk.or.jp/	043-246-0027
(一社)神奈 川県高圧ガ ス協会	〒231-0023 横浜市中区山下町 1 番地 シルクセンター	http://www.kana-hpga.or.jp/	045-228-0366	(社)神奈川 県高圧ガス 協会	〒231-0023 横浜市中区山下町 1 番地 シルクセンター	http://www.kana-hpga.or.jp/	045-228-0366
(一社)静岡 県高圧ガス 保安協会	〒420-0031 静岡市葵区呉服町 2-3-1 ふしみやビ ル	http://www.shizuoka-khk.or.jp/	054-254-7891	(社)静岡県 高圧ガス保 安協会	〒420-0031 静岡市葵区呉服町 2-3-1 ふしみやビ ル	http://www.shizuoka-khk.or.jp/	054-254-7891
(略)	(略)		(略)	(略)	(略)		(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(一社)大阪府高圧ガス安全協会	〒541-0047 大阪市中央区淡路町 1-4-10 森井ビル	http://www.daiankyo.or.jp/	06-6229-1236	(社)大阪府高圧ガス安全協会	〒541-0047 大阪市中央区淡路町 1-4-10 森井ビル	http://www.daiankyo.or.jp/	06-6229-1236
(一社)兵庫県高圧ガス保安協会	〒650-0011 神戸市中央区下山手 通6丁目3-28 兵庫県中央労働センター3階	http://www.hyogo-hpgas.or.jp/	078-341-7348	(社)兵庫県高圧ガス保安協会	〒650-0004 神戸市中央区中山 手通7-28-33 兵庫県立産業会館	http://www.hyogo-hpgas.or.jp/	078-341-7348
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
高圧ガス保安協会	〒105-8447 東京都港区虎ノ門 4-3-13 ヒューリック神谷ビル	http://www.khk.or.jp/	03-3436-6102	高圧ガス保安協会	〒105-8447 東京都港区虎ノ門 4-3-13 神谷町セントラル プレイス	http://www.khk.or.jp/	03-3436-6102
(略)	第二種製造者、第一種・第二種貯蔵所の所有者又は占有者、販売業者、 特定高圧ガス消費者用 保安教育の指針 解説		(略)	(略)	第二種製造者、第一種・第二種貯蔵所の所有者又は占有者、販売業者、 特定高圧ガス消費者用 保安教育の指針 解説		(略)
<u>この解説は、基準に規定・記載した事柄を説明するものであり、規格の一部ではない。</u>				<u>(追加)</u>			
1 制定の趣旨 (略)	2 確認、改正の趣旨及び経緯		(略)	1 制定の趣旨 (略)	<u>(追加)</u>		(略)
a) 2016年 関係法規の改正を事務局にて確認したが、本基準の技術的内容に係る改正はなく、軽微な修正（語句、誤字等）を実施した。				2 3.4 教育資料の整備について (略)			
3 3.4 教育資料の整備について (略)			(略)	2 3.4 教育資料の整備について (略)			(略)